

建 福 共 第 2－89 号

令和 2 年 9 月 2 日

一般社団法人 全国建設業協会

会 長 奥 村 太 加 典 殿

公益財団法人 建設業福祉共済団

理事長 茂 木 繁



『建設共済保険（法定外労災補償）加入促進月間』実施に当たってのお願い

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

日頃より当団の事業運営につきましては、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当団では、建設業に従事する労働者などの福祉の増進等を図る一環として建設共済保険の一層の普及を図る為、10月1日から11月30日までの2ヶ月間を、建設共済保険加入促進月間とし、各種PR活動を強化して参ります。

建設共済保険は、被災者等に対する追加的補償を行う「被災者補償保険金」と労働災害の再発防止の費用等労働災害に起因する企業の諸費用を補償する「諸費用補償保険金」で構成される法定外労災補償制度であり、併せて実施している「育英奨学事業」からは、被災者の子供に対する育英奨学金（業務上及び通勤災害により死亡、障害・傷病1～3級に該当した者の子を対象）も給付されます。

また、「労働安全推進事業」では、建設業における安全水準の向上を図り、労働災害を防止することを目的として、安全衛生用品の頒布、女性専用トイレの導入及び女性専用更衣室設置の費用に対する助成等を行っております。

今年度も各都道府県建設業協会の協力を得て、引き続き貴協会会員の皆様の加入率の引き上げ等を目指し、加入促進を図る所存でございます。

つきましては、この加入促進月間の実施に当たり、建設共済保険の趣旨の徹底並びに加入促進につきまして、各都道府県建設業協会の皆様の格別のご協力を得られますよう特段のご配慮をお願い申し上げます。

令和の時代も信頼と安心

労災上乘せ補償は

建設共済 保険

ともにも支える。



労働者と企業のリスクをカバー

契約者に役立つ事業充実

知見が広たあより、無為に思ふこと
の多いに於て、其の性質を以て、
必らず大衆でなくとも、其の性質
に於て、大衆でなくとも、其の性質

芳蘭安全衛生推進事業

公益財団法人
建設業福祉共済団
〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-2-8 虎ノ門ビル7F-11階
Tel.03-3591-6451 Fax.03-3591-8474

契約者と業界の発展のために
建設共済保険
検索
<http://www.kyousaiden.or.jp/>